

## 電気需給約款【my でんき版】の改定に関する新旧対照表（主要箇所）

- 2026年6月1日実施の電気需給約款【でんきサービス】の改定に係る主な変更点は、次のとおりです。
- 改定させていただく約款は、電気需給約款【my でんき版】（東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア）となります。
- なお、本新旧対照表は、改定の趣旨等が同じ変更については各エリア分をまとめて記載しております。対象エリアを参照ください。

旧 約 款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【my でんき版】 (東京電力エリア)	新 約 款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア						
<p><b>第1条 (適用)</b></p> <p>(1) この電気需給約款【my でんき版】(東京電力エリア) (以下「本約款」といいます。) は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の小売供給を受けるお客様に対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。なお、お客様と当社との電気の小売供給契約 (以下「需給契約」といいます。) と本約款とをあわせて、以下「本契約」といいます。</p> <p>(3) 本約款は、2024年5月1日より実施いたします。</p> <p>(4) 本約款は、「ENEOSでんき」には適用されません。</p>	<p><b>第1条 (適用)</b></p> <p>(1) この電気需給約款【でんきサービス】(東京電力エリア) (以下「本約款」といいます。) は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の小売供給を受けるお客さまであって第7条に定める契約種別 (以下「でんきサービス」といいます。) のいずれかで契約するお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。なお、お客さまと当社との電気の小売供給契約 (以下「需給契約」といいます。) と本約款とをあわせて、以下「本契約」といいます。</p> <p>(3) 本約款は、2026年6月1日より実施いたします。</p> <p>(4) 本約款は第7条に定める契約種別以外の需給契約 (「ENEOSでんき」を含みます。) には適用されません。</p>	東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア						
<p><b>第2条 (本約款の変更)</b></p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【my でんき版】(東京電力エリア) によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法 (以下「当社が適当と判断した方法」といいます。) により、あらかじめお客様にお知らせいたします。</p> <p>①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合</p>	<p><b>第2条 (本約款の変更)</b></p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【でんきサービス】(東京電力エリア) によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法 (以下「当社が適当と判断した方法」といいます。) により、あらかじめお客さまにお知らせいたします。</p> <p>①お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者 (以下「当該一般送配電事業者」といいます。) が定める託送供給等約款およびその他の供給条件 (以下「託送約款等」といいます。) の変更により、本約款の変更が必要な場合</p>	東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア						
<p><b>第3条 (用語の定義)</b></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) 夏季、その他季 次の表に定める期間をいいます。 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第3条 (用語の定義)</b></p> <p><u>(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</u> 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。) 第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p><u>(11) 貿易統計</u> 関税法に基づき公表される統計をいいます。</p> <p><u>(12) 平均燃料価格算定期間</u> 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。) をいいます。</p> <p><u>(13) 一般送配電事業者</u> 電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者をいいます。</p> <p><u>(14) 小売電気事業者</u> 電気事業法第2条第1項第3号に定める事業者をいいます。</p> <p><u>(15) 託送供給等約款</u> 電気事業法第18条に規定され、一般送配電事業者が供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。</p> <p><u>(16) 接続供給</u> 一般送配電事業者が当社から受電し、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の一般送配電事業者の供給区域内の場所において、当社の小売電気事業への電気の供給の用に供するための電気を当社に供給することをいいます。</p> <p><u>(17) 接続供給電力量</u> 一般送配電事業者が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。</p> <p>(18) 夏季、その他季 次の表に定める期間をいいます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">夏季</td> <td style="text-align: center;">毎年7月1日から9月30日までの期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他季</td> <td style="text-align: center;">毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(19) ベーシックタイム、EVタイム</u> 次の表に定める時間をいいます。</p>	区分	対象期間	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間	その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間	東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア
区分	対象期間							
夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間							
その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間							

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア												
<p>(新設)</p> <p>(11) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、本約款に定める料金単価、工事費負担等相当額、燃料費調整に係る調整単価及びその他手数料には、消費税等相当額を含みます。</p> <p>(12) 供給地点特定番号 電気の小売供給契約を受ける者の需要場所を特定できる番号をいいます。</p> <p>(13) 送配電会社 需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいいます。</p> <p>(14) 託送約款等 電気事業法第18条に規定され、送配電会社が供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。</p> <p>(15) 媒介者等 お客様と当社との需給契約又は変更等について、媒介又は代理を業として行う者をいいます。</p> <p>(16) 供給条件の説明 電気事業法第2条の13第1項にもとづく小売電気事業者又は媒介者等による供給条件の説明をいいます。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(17) 需要場所 お客様が電気を使用される場所をいい、原則として、以下のように取り扱います。 ①1構内又は1建物を1需要場所といたします。なお、構内とは、柵(植木を含む)、塀、溝、その他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として各建物が同一会計主体に属するものをいいます。また、建物とは、他の構造物から独立し、明瞭に単独とみなせる1建物をいいます。 ②上記①にかかわらず、隣接する複数の構内の場合において送配電会社が1需要場所と認めるときは、1需要場所といたします。</p> <p>(18) 需給地点 電気の需給が行われる地点をいい、送配電会社の電線路又は引込線とおお客様の電気設備との接続点といたします。</p> <p>(19) 最大需要電力 需要電力の最大値であって、送配電会社によって設置された記録型計量器により計量される値(キロワット)を</p>	<table border="1" data-bbox="1448 184 2371 352"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベーシックタイム</td> <td>ベースプランーEV夜とく(東京)における、毎日午前5時から翌日の午前1時までの時間</td> </tr> <tr> <td>EVタイム</td> <td>ベースプランーEV夜とく(東京)における、毎日午前1時から午前5時までの時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(20) 昼間夜間、深夜 次の表に定める時間をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="1448 415 2371 583"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間夜間</td> <td>ベースプランーオール電化(東京)における、毎日午前6時から翌日の午前1時までの時間</td> </tr> <tr> <td>深夜</td> <td>ベースプランーオール電化(東京)における、毎日午前1時から午前6時までの時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(21) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、本約款に定める料金単価、工事費負担金等相当額、燃料費調整に係る調整単価およびその他手数料には、消費税等相当額を含みます。</p> <p>(22) 供給地点特定番号 電気の小売供給契約を受ける者の需要場所を特定できる番号をいいます。</p> <p>(23) スイッチング 同一需要場所において電気の使用を継続される状態で、お客さまが電気の小売供給を受ける小売電気事業者を他の小売電気事業者に切替えることをいいます。</p> <p>(24) 再点 お客さまが当社との需給契約を新たに締結することにもない、需要場所において停止中であった電気の小売供給を再開することをいいます。</p> <p>(25) 負荷率 次の算式により算出された値をいいます。</p> <p>(26) 供給条件の説明 電気事業法第2条の13第1項に基づく小売電気事業者または媒介者等による供給条件の説明をいいます。</p> <p>(27) 計量期間等 託送約款等に定める計量期間または検針期間をいいます。</p> <p>(28) アンペアブレーカー契約 電流制限器(当該一般送配電事業者が設置いたします。)の容量に基づき、契約電流を決定する契約方式をいいます。</p> <p>(29) 媒介者等 お客さまと当社との需給契約または変更等について、媒介または代理を業として行う者をいいます。</p> <p>(30) 需要場所 お客さまが電気を使用される場所をいい、その具体的な内容は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(31) 最大需要電力 託送約款等に定める接続供給電力(供給地点において、当該一般送配電事業者が当社に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。)の最大値をいいます。</p>	区分	対象時間	ベーシックタイム	ベースプランーEV夜とく(東京)における、毎日午前5時から翌日の午前1時までの時間	EVタイム	ベースプランーEV夜とく(東京)における、毎日午前1時から午前5時までの時間	区分	対象時間	昼間夜間	ベースプランーオール電化(東京)における、毎日午前6時から翌日の午前1時までの時間	深夜	ベースプランーオール電化(東京)における、毎日午前1時から午前6時までの時間	<p>東北電力エリア、東京電力エリア</p>
区分	対象時間													
ベーシックタイム	ベースプランーEV夜とく(東京)における、毎日午前5時から翌日の午前1時までの時間													
EVタイム	ベースプランーEV夜とく(東京)における、毎日午前1時から午前5時までの時間													
区分	対象時間													
昼間夜間	ベースプランーオール電化(東京)における、毎日午前6時から翌日の午前1時までの時間													
深夜	ベースプランーオール電化(東京)における、毎日午前1時から午前6時までの時間													

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア
<p>います。</p> <p>(20) 貿易統計 関税法に基づき公表される統計をいます。</p> <p>(21) 平均燃料価格算定 期間貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間又は12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいます。</p> <p>(22) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいます。</p> <p>(23) スwitching 同一需要場所において電気の使用を継続される状態で、お客様が電気の小売供給を受ける小売電気事業者を他の小売電気事業者へ切替えることをいます。</p> <p>(24) 再点 お客様が当社との需給契約を新たに締結することに伴い、需要場所において停止中であった電気の供給を再点することをいます。</p> <p>(25) 負荷率 次の算式により算出された値をいます。</p> <p>(省略)</p>		
<p><b>第4条 (単位及び端数処理)</b></p> <p>(1) 契約電力、最大需要電力の単位は1キロワット (1 kW) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、my動力プラン (東京) については、<b>第10条 (4)</b> を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。</p> <p>(2) 使用電力量の単位は1キロワット時 (1 kWh) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。</p>	<p><b>第4条 (単位及び端数処理)</b></p> <p>(1) 契約電力、最大需要電力の単位は1キロワット (1 kW) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、my動力プラン (東京) <b>およびベースプランー動力 (東京)</b> については、<b>第15条 (4) または第16条 (4)</b> を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。</p> <p>(2) 使用電力量の単位は1キロワット時 (1 kWh) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。<b>ただし、記録型計量器により30分ごとに計量される使用電力量の単位は、最小位までといたします。</b></p> <p>(6) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。<b>ただし、基本料金、最低料金、電力量料金、燃料費調整額の計算については、1円未満の端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。</b></p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>
<p><b>第5条 (契約の申込み)</b></p> <p>(3) 契約の期間 契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、<b>変更年月日及び供給地点特定番号</b>を含みます。）のみを記載すれば足りるものといたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。なお、需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</p> <p>(4) 契約の単位 当社は、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、電灯又は小型機器と動力をあわせて使用する需要で、第7条に定める電灯需要と動力需要とをあわせて契約する場合を除きます。</p>	<p><b>第5条 (契約の申込み)</b></p> <p>(3) 契約の期間 契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、<b>契約年月日および供給地点特定番号</b>を含みます。）のみを記載すれば足りるものといたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客さまにお知らせいたします。なお、需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令に基づく書面の交付を行うものとします。</p> <p>(4) 契約の単位 当社は、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要で、第7条に定める電灯需要と動力需要とをあわせて契約する場合<b>および災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にとまない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めた場合</b>を除きます。</p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>
<p><b>第6条 (供給の開始及び単位)</b></p> <p>(1) 供給の開始 ②当社は、<b>当社と送配電会社</b>との調整、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、<b>あらためてお客様と協議の上、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</b></p> <p>(2) 供給の単位 当社は、<b>次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込み及び1計量をもって電気を供給いたし</b></p>	<p><b>第6条 (供給の開始及び単位)</b></p> <p>(1) 供給の開始 ②当社は、<b>当該一般送配電事業者</b>との調整、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない<b>ことがあります。</b></p> <p>(2) 供給の単位 当社は、<b>託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび</b></p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア																			
<p>ます。</p> <p>①共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合において、当社及び送配電会社が同意するとき</p> <p>②その他技術上、経済上やむをえない場合において、当社及び送配電会社が同意するとき</p>	<p>1計量をもって電気を供給いたします。</p>																				
<p><b>第7条 (契約種別)</b> 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="189 352 863 533"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th>契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電灯需要</td> <td>my標準プランー従量電灯A (東京)</td> </tr> <tr> <td>my標準プラン (東京)</td> </tr> <tr> <td>動力需要</td> <td>my動力プラン (東京)</td> </tr> </tbody> </table>	需要区分	契約種別	電灯需要	my標準プランー従量電灯A (東京)	my標準プラン (東京)	動力需要	my動力プラン (東京)	<p><b>第7条 (契約種別)</b> 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1383 352 2056 690"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th>契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">電灯需要</td> <td>my標準プランー従量電灯A (東京)</td> </tr> <tr> <td>my標準プラン (東京)</td> </tr> <tr> <td><u>ベースプランー従量電灯A (東京)</u></td> </tr> <tr> <td><u>ベースプランー電灯 (東京)</u></td> </tr> <tr> <td><u>ベースプランーEV夜とく (東京)</u></td> </tr> <tr> <td><u>ベースプランーオール電化 (東京)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">動力需要</td> <td>my動力プラン (東京)</td> </tr> <tr> <td><u>ベースプランー動力 (東京)</u></td> </tr> </tbody> </table>	需要区分	契約種別	電灯需要	my標準プランー従量電灯A (東京)	my標準プラン (東京)	<u>ベースプランー従量電灯A (東京)</u>	<u>ベースプランー電灯 (東京)</u>	<u>ベースプランーEV夜とく (東京)</u>	<u>ベースプランーオール電化 (東京)</u>	動力需要	my動力プラン (東京)	<u>ベースプランー動力 (東京)</u>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア (ベースプランーオール電化、ベースプランー自家消費応援については、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリアは対象外)</p>
需要区分	契約種別																				
電灯需要	my標準プランー従量電灯A (東京)																				
	my標準プラン (東京)																				
動力需要	my動力プラン (東京)																				
需要区分	契約種別																				
電灯需要	my標準プランー従量電灯A (東京)																				
	my標準プラン (東京)																				
	<u>ベースプランー従量電灯A (東京)</u>																				
	<u>ベースプランー電灯 (東京)</u>																				
	<u>ベースプランーEV夜とく (東京)</u>																				
	<u>ベースプランーオール電化 (東京)</u>																				
動力需要	my動力プラン (東京)																				
	<u>ベースプランー動力 (東京)</u>																				
<p><b>第8条 (my標準プランー従量電灯A (東京))</b></p> <p>(1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。</p> <p>(3) 契約電流 契約電流は、5アンペアといたします。</p>	<p><b>第8条 (my標準プランー従量電灯A (東京))</b></p> <p>(1) 適用範囲 <u>(i) 電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合であり、かつ、(ii) my標準プランー従量電灯A (東京)を媒介または代理する権利を有する媒介者等を通じて需給契約が成立した場合に適用いたします。</u></p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト<u>および</u>200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。</p> <p>(3) 契約電流 ①契約電流は、5アンペアといたします。 ②<u>当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。</u></p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>																			
<p><b>第9条 (my標準プラン (東京))</b></p> <p>(1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要で、①又は②のいずれか及び③に該当する場合に適用いたします。</p> <p>③1需要場所においてmy動力プラン (東京) とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）又は契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数 供給電気方式、供給電圧及び周波数は、次のとおりといたします。 (ア)アンペアブレーカー契約の場合 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 (イ) (ア) 以外の場合 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約電流 新たに電気を使用される場合の契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチ</p>	<p><b>第9条 (my標準プラン (東京))</b></p> <p>(1) 適用範囲 <u>(i) 電灯または小型機器を使用する需要で、①または②のいずれかおよび③に該当する場合であり、かつ、(ii) my標準プラン (東京)を媒介または代理する権利を有する媒介者等を通じて需給契約が成立した場合に適用いたします。</u></p> <p>③1需要場所においてmy動力プラン (東京) <u>またはベースプランー動力 (東京)</u> とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および<u>当該一般送配電事業者</u>が認めた場合はこの限りではありません。この場合、<u>当該一般送配電事業者</u>が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。 ①アンペアブレーカー契約の場合 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト<u>および</u>200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ②上記①以外の場合 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト<u>および</u>200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約電流 ①新たに電気を使用される場合の契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。スイッチ</p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>																			

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア								
<p>ングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものいたします。</p> <p>なお、送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。</p> <p>(5) 契約容量 新たに電気を使用される場合の契約容量は、次の①又は②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客様と当社との協議により定めるものいたします。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものいたします。</p>	<p>ングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものいたします。</p> <p>ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値といたします。</p> <p>②一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。</p> <p>(5) 契約容量 新たに電気を使用される場合の契約容量は、次の①または②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客様と当社との協議により定めるものいたします。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものいたします。</p>									
<p>(新設)</p>	<p><b>第10条 (ベースプラン-従量電灯A (東京))</b></p> <p>(1) 適用範囲 (i) 電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合であり、かつ、(ii) ベースプラン-従量電灯A (東京) を媒介又は代理する権利を有する媒介者等を通じて需給契約が成立した場合に適用いたします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。</p> <p>(3) 契約電流 ①契約電流は、5アンペアといたします。 ②一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。</p> <p>(4) 電気料金 電気料金は、最低料金、電力量料金、第17条(1)によって算定された燃料費調整額および附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(4)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>①最低料金</p> <table border="1" data-bbox="1451 1287 2341 1360"> <thead> <tr> <th>適用※</th> <th>最低料金 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1契約につき最初の8キロワット時まで</td> <td>328円08銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第19条(電気料金の算定)(5)に基づいて電気料金を日割計算する場合、最低料金の適用範囲は「1契約につき最低料金適用電力量まで」といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき、最低料金が適用される電力量(8キロワット時に日割計算対象日数÷暦日数を乗じた電力量)をいいます。なお、この場合の最低料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>②電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1451 1587 2341 1696"> <thead> <tr> <th>適用※</th> <th>電力量料金単価 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記①最低料金の適用範囲を超える1キロワット時につき</td> <td>29円79銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第19条(5)に基づいて電気料金を日割計算する場合、電力量料金の適用範囲は「1契約につき最低料金適用電力量を超える1キロワット時につき」といたします。</p>	適用※	最低料金 (税込)	1契約につき最初の8キロワット時まで	328円08銭	適用※	電力量料金単価 (税込)	上記①最低料金の適用範囲を超える1キロワット時につき	29円79銭	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>
適用※	最低料金 (税込)									
1契約につき最初の8キロワット時まで	328円08銭									
適用※	電力量料金単価 (税込)									
上記①最低料金の適用範囲を超える1キロワット時につき	29円79銭									

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア								
(新設)	<p><b>第11条 (ベースプラン電灯 (東京))</b></p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>(i) 電灯または小型機器を使用する需要で、①または②のいずれかおよび③に該当する場合であり、かつ、(ii) ベースプラン電灯 (東京) を媒介または代理する権利を有する媒介者等を通じて需給契約が成立した場合に適用いたします。</p> <p>①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。</p> <p>②契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>③1需要場所においてmy動力プラン (東京) またはベースプラン動力 (東京) とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。</p> <p>①アンペアブレーカー契約の場合</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>②上記①以外の場合</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約電流</p> <p>①新たに電気を使用される場合の契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値といたします。</p> <p>②一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。</p> <p>(4) 契約負荷設備</p> <p>契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(5) 契約容量</p> <p>新たに電気を使用される場合の契約容量は、次の①または②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客さまと当社との協議により定めるものといたします。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値といたします。</p> <p>①契約容量は、契約負荷設備の総容量 (入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。) に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1738 2392 1885"> <tbody> <tr> <td>最初の6キロボルトアンペアにつき</td> <td>95パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロボルトアンペアにつき</td> <td>85パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロボルトアンペアにつき</td> <td>75パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロボルトアンペアを超える部分につき</td> <td>65パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>②お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表4「契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>	最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアを超える部分につき	65パーセント	東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア
最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント									
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント									
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント									
50キロボルトアンペアを超える部分につき	65パーセント									

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア																										
	<p>(6) 電気料金</p> <p>電気料金は、契約電流または契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第17条(1)によって算定された燃料費調整額および附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(4)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>① 基本料金</p> <p>基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1501 411 2371 716"> <thead> <tr> <th>契約電流または契約容量</th> <th>基本料金 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10アンペア</td> <td>311円75銭</td> </tr> <tr> <td>15アンペア</td> <td>467円63銭</td> </tr> <tr> <td>20アンペア</td> <td>623円50銭</td> </tr> <tr> <td>30アンペア</td> <td>935円25銭</td> </tr> <tr> <td>40アンペア</td> <td>1,247円00銭</td> </tr> <tr> <td>50アンペア</td> <td>1,558円75銭</td> </tr> <tr> <td>60アンペア</td> <td>1,870円50銭</td> </tr> <tr> <td>1キロボルトアンペアにつき</td> <td>311円75銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>②電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1501 779 2371 1010"> <thead> <tr> <th>従量区分</th> <th>電力量料金単価 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td>29円70銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td>36円30銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時を超える1キロワット時につき</td> <td>40円39銭</td> </tr> </tbody> </table>	契約電流または契約容量	基本料金 (税込)	10アンペア	311円75銭	15アンペア	467円63銭	20アンペア	623円50銭	30アンペア	935円25銭	40アンペア	1,247円00銭	50アンペア	1,558円75銭	60アンペア	1,870円50銭	1キロボルトアンペアにつき	311円75銭	従量区分	電力量料金単価 (税込)	最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	29円70銭	120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき	36円30銭	300キロワット時を超える1キロワット時につき	40円39銭	
契約電流または契約容量	基本料金 (税込)																											
10アンペア	311円75銭																											
15アンペア	467円63銭																											
20アンペア	623円50銭																											
30アンペア	935円25銭																											
40アンペア	1,247円00銭																											
50アンペア	1,558円75銭																											
60アンペア	1,870円50銭																											
1キロボルトアンペアにつき	311円75銭																											
従量区分	電力量料金単価 (税込)																											
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	29円70銭																											
120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき	36円30銭																											
300キロワット時を超える1キロワット時につき	40円39銭																											
(新設)	<p><b>第12条 (ベースプラン-EV夜とく (東京))</b></p> <p>(1) 適用条件</p> <p>お客さまが、次の①および②のいずれにも該当し、当社がその任意の判断により当該プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次の①および②に該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中に①および②のいずれかもしくは両方に該当しないこととなった場合は、すみやかに当社に申し出ていただきます。</p> <p>①ベースプラン-EV夜とく (東京) のご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、原則として、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。当該名義が異なる場合、当社はお客さまと協議の上、ベースプラン-EV夜とく (東京) の適用可否を決定いたします。</p> <p>②需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。</p> <p>(2) 適用範囲</p> <p>(1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、①または②のいずれかおよび③に該当する場合に適用いたします。</p> <p>①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。</p> <p>②契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>③1需要場所においてmy動力プラン (東京) またはベースプラン-動力 (東京) とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。</p> <p>①アンペアブレーカー契約の場合</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>②上記①以外の場合</p>	東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア																										

旧約款 (2024年5月1日実施)  
電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)

新約款 (2026年6月1日実施)  
電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)

対象エリア

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 契約電流

①新たに電気を使用される場合の契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値といたします。

②一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

(5) 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(6) 契約容量

新たに電気を使用される場合の契約容量は、次の①または②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客さまと当社との協議により定めるものといたします。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値といたします。

①契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアを超える部分につき	65パーセント

②お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表4「契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(7) 電気料金

電気料金は、契約電流または契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第17条(1)によって算定された燃料費調整額および附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(4)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流または契約容量	基本料金 (税込)
10アンペア	311円75銭
15アンペア	467円63銭
20アンペア	623円50銭
30アンペア	935円25銭
40アンペア	1,247円00銭
50アンペア	1,558円75銭
60アンペア	1,870円50銭
1キロボルトアンペアにつき	311円75銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の時間帯別の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア									
	<table border="1" data-bbox="1501 170 2371 275"> <thead> <tr> <th data-bbox="1501 170 1863 205">使用電力量</th> <th colspan="2" data-bbox="1863 170 2371 205">電力量料金単価 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1501 205 1863 241">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1863 205 2122 241">ベーシックタイム</td> <td data-bbox="2122 205 2371 241">EVタイム</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1863 241 2122 275">3.5円40銭</td> <td data-bbox="2122 241 2371 275">2.7円85銭</td> </tr> </tbody> </table>	使用電力量	電力量料金単価 (税込)		1キロワット時につき	ベーシックタイム	EVタイム		3.5円40銭	2.7円85銭	
使用電力量	電力量料金単価 (税込)										
1キロワット時につき	ベーシックタイム	EVタイム									
	3.5円40銭	2.7円85銭									
(新設)	<p><b>第13条 (ベースプランオール電化 (東京))</b></p> <p><b>(1) 適用条件</b>  <u>お客さまが、次の①、②または③のいずれかに該当し、当社がその任意の判断により当該プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次の①、②または③のいずれかに該当しているかを調査するため、書類の提出、質問への回答その他の調査への協力を願います。また、ご契約中に①、②または③のいずれにも該当しないこととなった場合は、すみやかに当社に申し出ていただきます。</u>  ①電気式エア・コンディショナー以外のヒートポンプを利用した電気暖房機を使用する需要であること。  ②ヒートポンプを利用した電気給湯器を使用する需要であること。  ③定格電圧200ボルトの電気ロードヒーティングを使用する需要であること。ただし、定格電圧200ボルトの電気ロードヒーティングのみを使用する需要を除きます。</p> <p><b>(2) 適用範囲</b>  (1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、①または②のいずれかおよび③に該当する場合に適用いたします。  ①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。  ②契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。  ③1需要場所においてmy動力プラン (東京) またはベースプランー動力 (東京) とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p><b>(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数</b>  供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。  ①アンペアブレーカー契約の場合  供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。  ②上記①以外の場合  供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p><b>(4) 契約電流</b>  ①新たに電気を使用される場合の契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値といたします。  ②一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。</p> <p><b>(5) 契約負荷設備</b>  契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p><b>(6) 契約容量</b>  新たに電気を使用される場合の契約容量は、次の①または②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客さまと当社との協議により定めるものといたします。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として</p>	東北電力エリア、東京電力エリア									

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア																																		
	<p>需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値といたします。</p> <p>①契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="1501 310 2392 464"> <tr> <td>最初の6キロボルトアンペアにつき</td> <td>95パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロボルトアンペアにつき</td> <td>85パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロボルトアンペアにつき</td> <td>75パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロボルトアンペアを超える部分につき</td> <td>65パーセント</td> </tr> </table> <p>②お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表4「契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(7) 電気料金</p> <p>電気料金は、契約電流または契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第17条(1)によって算定された燃料費調整額および附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(4)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>①基本料金</p> <p>基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1501 814 2374 1121"> <thead> <tr> <th>契約電流または契約容量</th> <th>基本料金 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10アンペア</td> <td>302円40銭</td> </tr> <tr> <td>15アンペア</td> <td>453円60銭</td> </tr> <tr> <td>20アンペア</td> <td>604円80銭</td> </tr> <tr> <td>30アンペア</td> <td>907円20銭</td> </tr> <tr> <td>40アンペア</td> <td>1,209円60銭</td> </tr> <tr> <td>50アンペア</td> <td>1,512円00銭</td> </tr> <tr> <td>60アンペア</td> <td>1,814円40銭</td> </tr> <tr> <td>1キロボルトアンペアにつき</td> <td>302円40銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>②電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1か月の時間帯別の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1501 1213 2374 1318"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用電力量</th> <th colspan="2">電力量料金単価 (税込)</th> </tr> <tr> <th>昼間夜間</th> <th>深夜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>35円75銭</td> <td>27円85銭</td> </tr> </tbody> </table>	最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアを超える部分につき	65パーセント	契約電流または契約容量	基本料金 (税込)	10アンペア	302円40銭	15アンペア	453円60銭	20アンペア	604円80銭	30アンペア	907円20銭	40アンペア	1,209円60銭	50アンペア	1,512円00銭	60アンペア	1,814円40銭	1キロボルトアンペアにつき	302円40銭	使用電力量	電力量料金単価 (税込)		昼間夜間	深夜	1キロワット時につき	35円75銭	27円85銭	
最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント																																			
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																																			
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																																			
50キロボルトアンペアを超える部分につき	65パーセント																																			
契約電流または契約容量	基本料金 (税込)																																			
10アンペア	302円40銭																																			
15アンペア	453円60銭																																			
20アンペア	604円80銭																																			
30アンペア	907円20銭																																			
40アンペア	1,209円60銭																																			
50アンペア	1,512円00銭																																			
60アンペア	1,814円40銭																																			
1キロボルトアンペアにつき	302円40銭																																			
使用電力量	電力量料金単価 (税込)																																			
	昼間夜間	深夜																																		
1キロワット時につき	35円75銭	27円85銭																																		
(新設)	<p><b>第14条 (ベースプラン—自家消費応援 (東京))</b></p> <p>(1) 適用条件</p> <p>お客さまが、太陽光発電設備を有し、かつ、次の①、②または③のいずれかに該当する太陽光発電設備の発電時間帯に負荷移行が可能な需要で、当社がその任意の判断により当該プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次の①、②または③のいずれかに該当していること、および太陽光発電設備の発電時間帯に負荷移行が可能な需要であることを調査するため、書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中に太陽光発電設備を撤去した場合、①、②または③のいずれにも該当しないこととなった場合は、すみやかに当社に申し出ていただきます。</p> <p>①ベースプラン—自家消費応援 (東京) のご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、原則として、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。なお、当該名義が異なる場合、当社はお客さまと協議の上、ベースプラン—自家消費応援 (東京) の適用可否を決定いたします。加えて、需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。</p> <p>②ヒートポンプを利用した電気給湯器を使用する需要であること。</p> <p>③定置用蓄電池を使用する需要であること。</p> <p>(2) 適用範囲</p> <p>(1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、①または②のいずれかに該当する場合に適用いたします。</p> <p>①契約容量が50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>②1需要場所においてmy動力プラン (東京) またはベースプラン—動力 (東京) とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。こ</p>	東北電力エリア、東京電力エリア																																		

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア																						
	<p><u>の場合、当該一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u></p> <p>(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、<u>交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</u></p> <p>(4) 契約負荷設備 契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、<u>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</u></p> <p>(5) 契約容量 新たに電気を使用される場合の契約容量は、次の①または②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客さまと当社との協議により定めるものといたします。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値といたします。</p> <p>①契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="1507 800 2398 947"> <tr><td>最初の6キロボルトアンペアにつき</td><td>95パーセント</td></tr> <tr><td>次の14キロボルトアンペアにつき</td><td>85パーセント</td></tr> <tr><td>次の30キロボルトアンペアにつき</td><td>75パーセント</td></tr> <tr><td>50キロボルトアンペアを超える部分につき</td><td>65パーセント</td></tr> </table> <p>②お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、<u>契約主開閉器の定格電流に基づき、別表4「契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</u></p> <p>(6) 電気料金 電気料金は、契約電流または契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第17条（1）によって算定された燃料費調整額および附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（4）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>①基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(ア) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1507 1335 2374 1402"> <tr><td></td><td>基本料金（税込）</td></tr> <tr><td>1契約につき</td><td>1,400円00銭</td></tr> </table> <p>(イ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合</p> <table border="1" data-bbox="1507 1436 2374 1570"> <tr><td></td><td>基本料金（税込）</td></tr> <tr><td>1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで</td><td>2,400円00銭</td></tr> <tr><td>上記をこえる1キロボルトアンペアにつき</td><td>300円00銭</td></tr> </table> <p>②電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1633 2374 1703"> <tr><td>使用電力量</td><td>電力量料金単価（税込）</td></tr> <tr><td>1キロワット時につき</td><td>32円50銭</td></tr> </table>	最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアを超える部分につき	65パーセント		基本料金（税込）	1契約につき	1,400円00銭		基本料金（税込）	1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,400円00銭	上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	300円00銭	使用電力量	電力量料金単価（税込）	1キロワット時につき	32円50銭	
最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント																							
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																							
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																							
50キロボルトアンペアを超える部分につき	65パーセント																							
	基本料金（税込）																							
1契約につき	1,400円00銭																							
	基本料金（税込）																							
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,400円00銭																							
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	300円00銭																							
使用電力量	電力量料金単価（税込）																							
1キロワット時につき	32円50銭																							
<p><b>第10条（my動力プラン（東京））</b> (1) 適用条件 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。</p> <p>②1需要場所においてmy標準プランー従量電灯A（東京）又はmy標準プラン（東京）とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計又は契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p>	<p><b>第15条（my動力プラン（東京））</b> (1) 適用範囲 <u>(i) 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合であり、かつ、(ii) my動力プラン（東京）を媒介又は代理する権利を有する媒介者等を通じて需給契約が成立した場合に適用いたします。</u></p> <p>②1需要場所において第7条に定める電灯需要の契約種別のいずれかとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者が、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>																						

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア															
<p>(4) 契約電力 新たに電気を使用される場合の契約電力は、次の①又は②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客様と当社との協議により定めるものいたします。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電力を引き継ぐものいたします。</p>	<p>(4) 契約電力 新たに電気を使用される場合の契約電力は、次の①または②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客さまと当社との協議により定めるものいたします。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電力の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電力の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電力の値といたします。</p>																
<p>(新設)</p>	<p><b>第16条 (ベースプラン—動力 (東京))</b> <b>(1) 適用範囲</b> <u>(i) 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合であり、かつ、(ii) ベースプラン—動力 (東京) を媒介又は代理する権利を有する媒介者等を通じて需給契約が成立した場合に適用いたします。</u> <u>①契約電力が原則として50キロワット未満であること。</u> <u>②1 需要場所において第7条に定める電灯需要の契約種別のいずれかとあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。) と契約電力との合計または契約容量 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u> <b>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</b> <u>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</u> <b>(3) 契約負荷設備</b> <u>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</u> <b>(4) 契約電力</b> <u>新たに電気を使用される場合の契約電力は、次の①または②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客さまと当社との協議により定めるものいたします。スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力の値と、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電力の値が異なる場合には、需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電力の値に決定することがあります。再点の場合は、原則として需給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電力の値といたします。</u> <u>①契約電力は、契約負荷設備の各入力 (出力で表示されている場合等は、別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものいたします。) についてそれぞれ次の (ア) の係数を乗じてえた値の合計に (イ) の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表4「契約容量および契約電力の算定方法」に準じて算定し、(イ) の係数を乗じないものいたします。</u> <b>(ア) 契約負荷設備のうち</b></p> <table border="1" data-bbox="1546 1381 2297 1486"> <tr> <td rowspan="3">最大の入力 のものから</td> <td>最初の2台の入力につき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の2台の入力につき</td> <td>95パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの入力につき</td> <td>90パーセント</td> </tr> </table> <p><b>(イ) 上記 (ア) によってえた値の合計のうち</b></p> <table border="1" data-bbox="1546 1520 2297 1654"> <tr> <td>最初の6キロワットにつき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロワットにつき</td> <td>90パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロワットにつき</td> <td>80パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロワットを超える部分につき</td> <td>70パーセント</td> </tr> </table> <p><u>②お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表4「契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</u> <b>(5) 電気料金</b> <u>電気料金は、基本料金、電力量料金、第17条 (1) によって算定された燃料費調整額および附則第1条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (4) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</u> <b>①基本料金</b> <u>基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料</u></p>	最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント	次の2台の入力につき	95パーセント	上記以外のもの入力につき	90パーセント	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットを超える部分につき	70パーセント	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>
最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき		100パーセント														
	次の2台の入力につき		95パーセント														
	上記以外のもの入力につき	90パーセント															
最初の6キロワットにつき	100パーセント																
次の14キロワットにつき	90パーセント																
次の30キロワットにつき	80パーセント																
50キロワットを超える部分につき	70パーセント																

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア																																																				
	<p><u>金は、半額といたします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1501 184 2371 254"> <tr> <td>契約電力</td> <td>基本料金 (税込)</td> </tr> <tr> <td>1キロワットにつき</td> <td>1,065円11銭</td> </tr> </table> <p>②電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1501 348 2371 453"> <tr> <td>使用電力量</td> <td colspan="2">電力量料金単価 (税込)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1キロワット時につき</td> <td>夏季料金</td> <td>その他季料金</td> </tr> <tr> <td>27円14銭</td> <td>25円57銭</td> </tr> </table> <p>(6) その他 <u>変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</u></p>	契約電力	基本料金 (税込)	1キロワットにつき	1,065円11銭	使用電力量	電力量料金単価 (税込)		1キロワット時につき	夏季料金	その他季料金	27円14銭	25円57銭																																									
契約電力	基本料金 (税込)																																																					
1キロワットにつき	1,065円11銭																																																					
使用電力量	電力量料金単価 (税込)																																																					
1キロワット時につき	夏季料金	その他季料金																																																				
	27円14銭	25円57銭																																																				
<p><b>第11条 (燃料費調整)</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に、以下の方法により算定される燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>③燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="276 810 1196 1879"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から 3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の検針日又は計量日から 6月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から 4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の検針日又は計量日から 7月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から 5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の検針日又は計量日から 8月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から 6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の検針日又は計量日から 9月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から 7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の検針日又は計量日から 10月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から 8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の検針日又は計量日から 11月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から 9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の検針日又は計量日から 12月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から 10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の検針日又は計量日から翌年の1月の検 針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から 11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の検針日又は計量日から 2月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から 12月31日までの期間</td> <td>翌年の2月の検針日又は計量日から 3月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日 までの期間</td> <td>翌年の3月の検針日又は計量日から 4月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合 は、翌年の2月29日までの期間)</td> <td>翌年の4月の検針日又は計量日から 5月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日又は計量日から 6月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日又は計量日から 7月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日又は計量日から 8月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日又は計量日から 9月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日又は計量日から 10月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日又は計量日から 11月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日又は計量日から 12月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日又は計量日から翌年の1月の検 針日又は計量日の前日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日又は計量日から 2月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日又は計量日から 3月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日 までの期間	翌年の3月の検針日又は計量日から 4月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合 は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日又は計量日から 5月の検針日又は計量日の前日までの期間	<p><b>第17条 (燃料費調整)</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定 燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に、以下の方法により算定される燃料費調整単価を乗じて算定いたします。<u>ただし、ベースプラン—従量電灯A (東京) の最低料金に係る燃料費調整額については、8キロワット時に燃料費調整単価を乗じて算定いたします。なお、当社の燃料費調整額には上限がありません。燃料費調整額の変動に伴い、お客さまの電気料金も変動いたします。</u></p> <p>③燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1466 810 2386 1619"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から 3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の<u>料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から 4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の<u>料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から 5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の<u>料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から 6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の<u>料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から 7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の<u>料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から 8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の<u>料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から 9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の<u>料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から 10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の<u>料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から 11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の<u>料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から 12月31日までの期間</td> <td>翌年の2月の<u>料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間</td> <td>翌年の3月の<u>料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が 閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間)</td> <td>翌年の4月の<u>料金に係る計量期間等</u></td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の <u>料金に係る計量期間等</u>	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の <u>料金に係る計量期間等</u>	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の <u>料金に係る計量期間等</u>	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の <u>料金に係る計量期間等</u>	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の <u>料金に係る計量期間等</u>	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の <u>料金に係る計量期間等</u>	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の <u>料金に係る計量期間等</u>	毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の <u>料金に係る計量期間等</u>	毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の <u>料金に係る計量期間等</u>	毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の <u>料金に係る計量期間等</u>	毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の <u>料金に係る計量期間等</u>	毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が 閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の4月の <u>料金に係る計量期間等</u>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、 中部電力エリアおよび九州電力エ リア</p> <p>東北電力エリア、東京電力エリア、 中部電力エリア、関西電力エリア および九州電力エリア</p> <p>東北電力エリア、東京電力エリア、 中部電力エリア、関西電力エリア および九州電力エリア</p>
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																					
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日又は計量日から 6月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日又は計量日から 7月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日又は計量日から 8月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日又は計量日から 9月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日又は計量日から 10月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日又は計量日から 11月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日又は計量日から 12月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日又は計量日から翌年の1月の検 針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日又は計量日から 2月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日又は計量日から 3月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年11月1日から翌年の1月31日 までの期間	翌年の3月の検針日又は計量日から 4月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年12月1日から翌年の2月28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合 は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日又は計量日から 5月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																					
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の <u>料金に係る計量期間等</u>																																																					
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の <u>料金に係る計量期間等</u>																																																					
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の <u>料金に係る計量期間等</u>																																																					
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の <u>料金に係る計量期間等</u>																																																					
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の <u>料金に係る計量期間等</u>																																																					
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の <u>料金に係る計量期間等</u>																																																					
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の <u>料金に係る計量期間等</u>																																																					
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の <u>料金に係る計量期間等</u>																																																					
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の <u>料金に係る計量期間等</u>																																																					
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の <u>料金に係る計量期間等</u>																																																					
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の <u>料金に係る計量期間等</u>																																																					
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が 閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の4月の <u>料金に係る計量期間等</u>																																																					
<p><b>第12条 (検針又は計量に関する取扱い)</b></p> <p>(1) 検針又は計量の主体及び方法 お客様が使用する電力量、最大需要電力及び力率は、送配電会社によって設置された計量器により計量された値といたします。</p>	<p><b>第18条 (使用電力量の計量)</b></p> <p>(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。<u>また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします (ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計し</u></p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、 中部電力エリア、関西電力エリア および九州電力エリア (ベースプ ラン—オール電化については、中</p>																																																				

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア
<p>(2) 検針又は計量不能の措置 送配電会社の計量器の故障等により計量値が正しくえられなかった場合、お客様と当社による協議を踏まえ、当社と送配電会社との協議により決定した値といたします。ただし、送配電会社が直接お客様と協議する場合には、お客様と送配電会社との協議により決定した値といたします。</p>	<p><u>た値といたします。）。ただし、ベースプランーEV夜とく(東京)におけるEVタイムの使用電力量は、原則としてその1か月の使用電力量からその1か月のベーシックタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。また、ベースプランーオール電化(東京)における深夜の使用電力量は、原則としてその1か月の使用電力量からその1か月の昼間夜間の使用電力量を差し引いた値といたします。</u>  <u>(2) 次の場合には、当社は託送約款等に基づき、当該一般送配電事業者と当社との協議をふまえ、お客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって使用電力量を定めます(ただし、当該一般送配電事業者が直接お客さまと協議する場合には、お客さまと当該一般送配電事業者との協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。)。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。</u>  <u>①技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けない場合</u>  <u>②第19条(3)②の場合で、検針を行わなかった場合</u>  <u>③計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合</u>  <u>(3) 計量器の読みは、次によります。</u>  <u>①乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。</u>  <u>②乗率を有する場合は、最小位までといたします。</u>  <u>(4) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</u>  <u>(5) 当社は、検針の結果、料金等を当社のホームページ上のお客さま専用ページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。</u></p>	<p>部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア(対象外)</p>
<p><b>第13条 (電気料金の計算)</b>  (3) 検針日又は計量日  ①検針日は、送配電会社が実際に検針を行った日又は検針を行ったものとされる日といたします。  ②計量日は、送配電会社が設置した記録型計量器に使用電力量、最大需要電力等の値が記録される日といたします。</p> <p>(4) 電気料金の算定期間  電気料金の算定期間は、電気の供給を開始し、再点し、若しくは停止し、又は本契約が終了した場合を除き、前月の検針日又は計量日から当月の検針日又は計量日の前日までの期間といたします。</p> <p>(5) 日割計算  ①基本料金は、以下の算式により算定いたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} - \text{暦日数})</math> </div> <p>なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。</p> <p>②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量(ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量(送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、my標準プランー従量電灯A(東京)又はmy標準プラン(東京)の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}</math> </div> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{第2段階料金適用電力量} = 300\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} - \text{第1段階料金適用電力量}</math> </div> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p>	<p><b>第19条 (電気料金の算定)</b>  (3) 検針日  検針日は、<u>次の定めにより</u>、当該一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。  <u>①検針は、お客さまごとに当該一般送配電事業者が定めた日に、各月ごとに行います。</u>  <u>②当該一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、①にかかわらず、当該一般送配電事業者が定めた日以外の日に検針を行うことがあります。また、各月ごとに検針を行わないことがあります。検針を行わない月については、託送約款等に定められた日に検針を行ったものとみなします。</u></p> <p>(4) 電気料金の算定期間  料金の算定期間は、<u>原則として計量期間等といたします。</u></p> <p>(5) 日割計算  ①基本料金、<u>最低料金および最低料金に係る燃料費調整額(以下、総称して「基本料金等」といいます。)</u>は、以下の算式により算定いたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{基本料金等} = 1\text{か月の該当料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})</math> </div> <p><u>なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数は、電気料金の算定期間の日数といたします。</u></p> <p>②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量(ただし、需給契約を終了する場合は、<u>当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。</u>)により算定するものとし、ただし、my標準プランー従量電灯A(東京)、my標準プラン(東京)、<u>ベースプランー従量電灯A(東京)またはベースプランー電灯(東京)</u>の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量または第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p><u>(ア)ベースプランー従量電灯A(東京)の場合</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{最低料金適用電力量を超える電力量}</math> </div> <p><u>(イ)my標準プランー従量電灯A(東京)、my標準プラン(東京)またはベースプランー電灯(東京)の場合</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}</math> </div> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{第2段階料金適用電力量} = 300\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} - \text{第1段階料金適用電力量}</math> </div> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p> <p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリアおよび九州電力エリア</p> <p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>
<p><b>第14条 (支払義務及び支払期日)</b>  (1) 支払義務  お客様の電気料金の支払義務が発生する日(以下「支払義務発生日」といいます。)は、次の①及び②の場合を除き、<u>検針日又は計量日</u>といたします。ただし、<u>検針日又は計量日に、送配電会社から接続供給電力量を当社が受領できなかった場合は当該接続供給電力量を当社が受領した日を支払義務発生日とし、接続供給電力量の値の欠</u></p>	<p><b>第20条 (支払義務および支払期日)</b>  (1) 支払義務  お客さまの電気料金の支払義務が発生する日(以下「支払義務発生日」といいます。)は、次の①および②の場合を除き、<u>検針日</u>といたします。ただし、<u>次の①および②の場合以外において、検針日に、当該一般送配電事業者から接続供給電力量を当社が受領できなかった場合は当該接続供給電力量を当社が受領した日を支払義務発生日</u></p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア
<p>損等により、当社が電気料金の算定ができなかった場合は、当社が電気料金の算定を行った日を支払義務発生日といたします。</p> <p>(3) 支払方法 電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。</p> <p>③初回のお支払いその他の場合 電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただくものとし、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。</p>	<p>とし、接続供給電力量の値の欠損等により、当社が電気料金の算定ができなかった場合は、当社が電気料金の算定を行った日を支払義務発生日といたします。</p> <p>(3) 支払方法 電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客さまには次のいずれかの方法にて支払っていただきます。</p> <p>③初回のお支払いその他の場合 電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払または上記①もしくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただくものとし、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。</p>	
<p><b>第15条 (支払遅延及び支払過誤等)</b></p> <p>(1) 支払遅延の際の延滞利息 お客様が電気料金を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、請求料金(消費税等相当額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額といたします。)に対して、年率10パーセントの延滞利息をお客様に申し受けます。ただし、下記(3)に定める異議申し立てが生じた場合は、支払期日に代わって取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。</p> <p>(2) 支払過誤の際の措置 当社は、お客様の支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額又は過少額を遅滞なくお客様にお知らせし、原則として当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。</p>	<p><b>第21条 (支払遅延および支払過誤等)</b></p> <p>(1) 支払遅延の際の延滞利息 お客さまが電気料金を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じて、請求料金(消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額といたします。)に対して、年率10パーセントの延滞利息をお客さまに申し受けます。なお、延滞利息および消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、下記(3)に定める異議申し立てが生じた場合は、支払期日に代わって取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。</p> <p>(2) 支払過誤の際の措置 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額をお客さまにお知らせし、原則として当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。</p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>
<p><b>第18条 (お客様の協力)</b></p> <p>(1) 力率の保持 ①需要場所の負荷の力率は、原則として85%以上に保持していただきます。</p> <p>②技術上必要がある場合、当社はお客様に対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。なお、進相用コンデンサを開閉していただいたときの1か月の力率は、必要に応じてお客様と当社との協議によって定めます。</p>	<p><b>第24条 (お客さまの協力)</b></p> <p>(1) 力率の保持 需要場所の負荷の力率は、原則として第7条に定める電灯需要のお客さまには90%以上、第7条に定める動力需要のお客さまには85%以上に保持していただきます。 <u>(削除)</u></p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>
<p><b>第19条 (供給の停止)</b></p> <p>(7) 本条の規定により電気の供給を停止し、又は電気の供給を中止、若しくはお客様に電気の使用を中止していただく場合には、その停止又は中止期間中については、まったく電気を使用しない場合の基本料金を日割計算して電気料金を算定いたします。電気の使用の制限の場合には、第8条(4)、第9条(6)及び第10条(5)に基づき使用電力量に応じて料金を算定いたします。ただし、お客様の責めに帰すべき事由により当社に損害が生ずる場合には、お客様に当社の損害を賠償していただきます。</p>	<p><b>第25条 (供給の停止)</b></p> <p>(7) 本条の規定により電気の供給を停止し、または電気の供給を中止、もしくはお客さまに電気の使用を中止していただく場合でも、<u>その停止または中止期間を含め、料金算定期間「1か月」として算定した料金を申し受けま</u>す。ただし、お客さまの責めに帰すべき事由により当社に損害が生ずる場合には、お客さまに当社の損害を賠償していただきます。</p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>
<p><b>第20条 (契約の変更又は解約等)</b></p> <p>(1) 契約内容の変更 ②変更日 契約内容の変更は、原則として、当社がお客様の変更の申込みを承諾した日以降に到来する検針日又は計量日をもって実施いたします。ただし、当社が認めた場合はこの限りではなく、また、契約内容の変更に伴う工事が必要な場合は、原則として、工事完了の日以降に到来する検針日又は計量日をもって実施いたします。</p>	<p><b>第26条 (契約の変更または解約等)</b></p> <p>(1) 契約内容の変更 ②変更日 契約内容の変更は、原則として、当社がお客さまの変更の申込みを承諾した日以降に到来する検針日をもって実施いたします。ただし、当社が認めた場合はこの限りではなく、また、契約内容の変更に伴う工事が必要な場合は、原則として、工事完了の日以降に到来する検針日をもって実施いたします。</p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>
<p><b>第22条 (損害賠償)</b></p> <p>(2) 損害賠償の免責 <u>(新設)</u></p>	<p><b>第28条 (損害賠償)</b></p> <p>(2) 損害賠償の免責 <u>③当社がお客さまに対し損害の賠償の責めを負う場合においても、賠償の対象は、お客さまに直接かつ現実に生じた通常損害に限るものとし、間接損害、逸失利益および特別損害は賠償の対象に含まれないものとします。</u></p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>
<p><b>第23条 (不可抗力)</b></p> <p>(1) 不可抗力による免責 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第29条 (不可抗力)</b></p> <p>(1) 不可抗力による免責 <u>③送配電設備の故障・工事・停止その他一般送配電事業者の事情により本契約の履行ができない事態が生じた場合</u> <u>④上記のほか、当事者の責めに帰すことができない事情により本契約の履行ができない事態が生じた場合</u></p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>
<p>附則 <b>第1条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)</b></p> <p>(1) 電気料金 電気料金は、第8条(4)、第9条(6)及び第10条(5)の規定にかかわらず、当分の間、第8条(4)、第9条(6)及び第10条(5)の規定によって電気料金として算定された金額に、次の二によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。 イ再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単</p>	<p>附則 <b>第1条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)</b> <u>(削除)</u></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価</p>	<p>東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア</p>

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東京電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東京電力エリア)	対象エリア
<p>価に相当する金額 (消費税等相当額を含みます。) といたします。</p> <p>ロ再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、原則として、2012年7月1日以降に使用される電気に適用いたします。</p> <p>ホ再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置 再生可能エネルギー特別措置法附則第9条第1項に定める電気の利用者に該当するお客様の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、上記ニにかかわらず、0円といたします。 (省略)</p> <p>(2) 支払い遅延の際の措置 当社は、第15条(1)にかかわらず、その算定の対象となる請求料金から、次のイ、ロ及びハを差し引いた金額に対し、年10パーセントの延滞利息をお客様に申し受けます。 イ消費税等相当額より次のハの算式で算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額を差し引いた後の金額 ロ再生可能エネルギー発電促進賦課金 ハ再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額 ＝再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税等の税率÷(1+消費税等の税率) なお、消費税等相当額並びに上記ハの算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。</p>	<p>に相当する金額 (消費税等相当額を含みます。) とし、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示 (以下「納付金単価を定める告示」といいます。) およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。</u></p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、<u>当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日 (記録型計量器の場合は4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日) までの期間に使用される電気に適用いたします。</u></p> <p>(5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置 <u>(削除)</u></p> <p>(省略) <u>(削除)</u></p>	
(新設)	<p><u>第3条 (供給停止または中止もしくは使用の中止の場合の料金割引に係る特別措置)</u> <u>この約款の実施日において変更前の電気需給約款 (2024年5月1日実施) の適用を受けているお客さまについて、2026年8月31日までの料金の算定期間中において、第25条により電気の供給を停止し、または電気の供給を中止、もしくはお客さまに電気の使用を中止していただく場合には、その停止または中止期間中については、まったく電気を使用しない場合の基本料金を日割計算して電気料金を算定いたします。</u></p>	東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア
別表5 加重平均力率の算定 (省略)	<u>(削除)</u>	東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア
別表6 進相用コンデンサ取付容量基準 (省略)	<u>(削除)</u>	東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東北電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東北電力エリア)	対象エリア										
<p>第8条 (my標準プランー従量電灯A (東北))</p> <p>(4) 電気料金 電気料金は、最低料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額 (最低料金にかかる燃料費調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量に第11条(1)②によって算定された燃料費調整単価及び第11条(3)②によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を乗じてえた値といたします。) 及び附則第1条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (1) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>①最低料金</p> <table border="1" data-bbox="166 1623 1056 1713"> <tr> <td>適用</td> <td>最低料金 (税込)</td> </tr> <tr> <td>1契約につき最初の7キロワット時まで</td> <td>358円95銭</td> </tr> </table> <p>②電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき、最低料金が適用される電力量をいいます。</p>	適用	最低料金 (税込)	1契約につき最初の7キロワット時まで	358円95銭	<p>第8条 (my標準プランー従量電灯A (東京))</p> <p>(4) 電気料金 電気料金は、最低料金、電力量料金、<u>第17条によって算定された燃料費等調整額</u>および附則第1条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) <u>(4)</u> によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>①最低料金</p> <table border="1" data-bbox="1389 1623 2279 1696"> <tr> <td>適用※</td> <td>最低料金 (税込)</td> </tr> <tr> <td>1契約につき最初の7キロワット時まで</td> <td>358円95銭</td> </tr> </table> <p><u>※第19条 (電気料金の算定) (5) に基づいて電気料金を日割計算する場合、最低料金の適用範囲は「1契約につき最低料金適用電力量まで」といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき、最低料金が適用される電力量 (7キロワット時に日割計算対象日数÷暦日数を乗じた電力量) をいいます。なお、この場合の最低料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p> <p>②電力量料金</p> <table border="1" data-bbox="1389 1948 2279 2020"> <tr> <td>適用※</td> <td>電力量料金単価 (税込)</td> </tr> </table>	適用※	最低料金 (税込)	1契約につき最初の7キロワット時まで	358円95銭	適用※	電力量料金単価 (税込)	東北電力エリアおよび九州電力エリア  東北電力エリア、関西電力エリアおよび九州電力エリア
適用	最低料金 (税込)											
1契約につき最初の7キロワット時まで	358円95銭											
適用※	最低料金 (税込)											
1契約につき最初の7キロワット時まで	358円95銭											
適用※	電力量料金単価 (税込)											

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東北電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東北電力エリア)	対象エリア																																																				
<table border="1" data-bbox="166 155 1035 281"> <tr> <td data-bbox="166 155 786 233">適用</td> <td data-bbox="786 155 1035 233">電力量料金単価 (税込)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 233 786 281">最低料金適用電力量を超える1キロワット時につき</td> <td data-bbox="786 233 1035 281">29円61銭</td> </tr> </table>	適用	電力量料金単価 (税込)	最低料金適用電力量を超える1キロワット時につき	29円61銭	<table border="1" data-bbox="1389 155 2258 224"> <tr> <td data-bbox="1389 155 2009 224"><u>上記①最低料金の適用範囲を超える</u> 1キロワット時につき</td> <td data-bbox="2009 155 2258 224">29円61銭</td> </tr> </table> <p data-bbox="1368 249 1762 281">力量料金単価を乗じて算定いたします。</p> <p data-bbox="1368 485 2481 548"><u>※第19条(5)に基づいて電気料金を日割計算する場合、電力量料金の適用範囲は「1契約につき最低料金適用電力量を超える1キロワット時につき」といたします。</u></p>	<u>上記①最低料金の適用範囲を超える</u> 1キロワット時につき	29円61銭	電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電																																														
適用	電力量料金単価 (税込)																																																					
最低料金適用電力量を超える1キロワット時につき	29円61銭																																																					
<u>上記①最低料金の適用範囲を超える</u> 1キロワット時につき	29円61銭																																																					
<p data-bbox="115 554 376 581"><b>第11条 (燃料費等調整)</b></p> <p data-bbox="130 585 593 613">(3) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p data-bbox="151 617 1285 680">離島ユニバーサルサービス調整額は、その1か月の使用電力量に、以下の方法により算定される離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</p> <p data-bbox="151 747 605 774">③離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</p> <p data-bbox="175 779 1276 873">各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し、次のとおり適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="276 873 1193 1942"> <thead> <tr> <th>離島平均燃料価格算定期間</th> <th>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から 3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の検針日又は計量日から 6月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から 4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の検針日又は計量日から 7月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から 5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の検針日又は計量日から 8月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から 6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の検針日又は計量日から 9月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から 7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の検針日又は計量日から 10月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から 8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の検針日又は計量日から 11月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から 9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の検針日又は計量日から 12月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から 10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の検針日又は計量日から翌年の1月の検 針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から 11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の検針日又は計量日から 2月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から 12月31日までの期間</td> <td>翌年の2月の検針日又は計量日から 3月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日 までの期間</td> <td>翌年の3月の検針日又は計量日から 4月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合 は、翌年の2月29日までの期間)</td> <td>翌年の4月の検針日又は計量日から 5月の検針日又は計量日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日又は計量日から 6月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日又は計量日から 7月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日又は計量日から 8月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日又は計量日から 9月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日又は計量日から 10月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日又は計量日から 11月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日又は計量日から 12月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日又は計量日から翌年の1月の検 針日又は計量日の前日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日又は計量日から 2月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日又は計量日から 3月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日 までの期間	翌年の3月の検針日又は計量日から 4月の検針日又は計量日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合 は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日又は計量日から 5月の検針日又は計量日の前日までの期間	<p data-bbox="1308 554 1570 581"><b>第17条 (燃料費等調整)</b></p> <p data-bbox="1323 585 1786 613">(3) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p data-bbox="1344 617 2478 743">離島ユニバーサルサービス調整額は、その1か月の使用電力量に、以下の方法により算定される離島ユニバーサルサービス調整単価を乗じて算定いたします。<u>ただし、my標準プランー従量電灯A(東北)またはベースプランー従量電灯A(東北)の最低料金に係る離島ユニバーサルサービス調整額については、7キロワット時に離島ユニバーサルサービス調整単価を乗じて算定いたします。</u></p> <p data-bbox="1344 747 1798 774">③離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</p> <p data-bbox="1368 779 2463 873">各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し、次のとおり適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1469 873 2386 1682"> <thead> <tr> <th>離島平均燃料価格算定期間</th> <th>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から 3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から 4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から 5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から 6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から 7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から 8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から 9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から 10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から 11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から 12月31日までの期間</td> <td>翌年の2月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間</td> <td>翌年の3月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が 閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間)</td> <td>翌年の4月の料金に係る計量期間等</td> </tr> </tbody> </table>	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等	毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が 閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の4月の料金に係る計量期間等	東北電力エリアおよび九州電力エ リア
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間																																																					
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日又は計量日から 6月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日又は計量日から 7月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日又は計量日から 8月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日又は計量日から 9月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日又は計量日から 10月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日又は計量日から 11月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日又は計量日から 12月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日又は計量日から翌年の1月の検 針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日又は計量日から 2月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日又は計量日から 3月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年11月1日から翌年の1月31日 までの期間	翌年の3月の検針日又は計量日から 4月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
毎年12月1日から翌年の2月28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合 は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日又は計量日から 5月の検針日又は計量日の前日までの期間																																																					
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間																																																					
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等																																																					
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等																																																					
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等																																																					
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等																																																					
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等																																																					
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等																																																					
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等																																																					
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等																																																					
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等																																																					
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等																																																					
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等																																																					
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が 閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の4月の料金に係る計量期間等																																																					
<p data-bbox="115 1948 465 1976"><b>第14条 (支払義務及び支払期日)</b></p> <p data-bbox="130 1980 278 2007">(2) 支払期日</p>	<p data-bbox="1308 1948 1682 1976"><b>第20条 (支払義務および支払期日)</b></p> <p data-bbox="1323 1980 1469 2007">(2) 支払期日</p>	東北電力エリア、中部電力エリア および九州電力エリア																																																				

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (東北電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (東北電力エリア)	対象エリア
①支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払期日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。なお、第17条に基づき債権譲渡が行われる場合において、同条に定める代理請求事業者が支払期日に関しお客様に対し別途の通知を行う場合には、支払期日は当該通知の内容に従います。また、電気料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。	①支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。 <u>また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。</u> なお、第23条に基づき債権譲渡が行われる場合において、同条に定める代理請求事業者が支払期日に関しお客さまに対し別途の通知を行う場合には、支払期日は当該通知の内容に従います。また、電気料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。	

旧約款 (2024年5月1日実施) 電気需給約款【myでんき版】 (関西電力エリア)	新約款 (2026年6月1日実施) 電気需給約款【でんきサービス】 (関西電力エリア)	対象エリア																																				
<b>第13条 (電気料金の算定)</b> (5) 日割計算 ①基本料金又は最低料金 (以下、総称して「基本料金等」といいます。) は、以下の算式により算定いたします。 (省略) ②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量 (ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量 (送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。)) により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。	<b>第18条 (電気料金の算定)</b> (5) 日割計算 ①基本料金、最低料金および最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価 (以下、総称して「基本料金等」といいます。) は、以下の算式により算定いたします。 (省略) ②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量 (ただし、需給契約を終了する場合は、 <u>当該一般送配電事業者</u> が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。) により算定するものとし、my標準プランー従量電灯、 <u>ベースプランー従量電灯およびベースプランーEV夜とくB</u> の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量または第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 <u>(ウ) my標準プランー従量電灯Aの場合</u> $\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} - \text{最低料金適用電力量}$ なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時を超え120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} - \text{最低料金適用電力量} - \text{第1段階料金適用電力量}$ なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $\text{第3段階料金適用電力量} = 900 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} - \text{最低料金適用電力量} - \text{第1段階料金適用電力量} - \text{第2段階料金適用電力量}$ なお、第3段階料金適用電力量とは、300キロワット時を超え900キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	関西電力エリア  関西電力エリア、中部電力エリア																																				
<b>別表1</b> <b>燃料費調整単価算出係数等</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>0.0140</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.3483</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.7227</td> </tr> <tr> <td>燃料価格</td> <td>X</td> <td>27,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基準単価</td> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の15キロワット時まで 2円47銭5厘</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき 16銭5厘</td> </tr> </tbody> </table>	項目		値	係数	α	0.0140	β	0.3483	γ	0.7227	燃料価格	X	27,100円	基準単価	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで 2円47銭5厘	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき 16銭5厘	<b>別表1</b> <b>燃料費調整単価算出係数等</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>0.0140</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.3483</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.7227</td> </tr> <tr> <td>燃料価格</td> <td>X</td> <td>27,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基準単価</td> <td>my標準プランー従量電灯A (関西)、ベースプランー従量電灯A (関西) の場合</td> <td>最低料金 1契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき 16銭5厘</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>1キロワット時につき 16銭5厘</td> </tr> </tbody> </table>	項目		値	係数	α	0.0140	β	0.3483	γ	0.7227	燃料価格	X	27,100円	基準単価	my標準プランー従量電灯A (関西)、ベースプランー従量電灯A (関西) の場合	最低料金 1契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき 16銭5厘	上記以外の場合	1キロワット時につき 16銭5厘	関西電力エリア
項目		値																																				
係数	α	0.0140																																				
	β	0.3483																																				
	γ	0.7227																																				
燃料価格	X	27,100円																																				
基準単価	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで 2円47銭5厘																																				
	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき 16銭5厘																																				
項目		値																																				
係数	α	0.0140																																				
	β	0.3483																																				
	γ	0.7227																																				
燃料価格	X	27,100円																																				
基準単価	my標準プランー従量電灯A (関西)、ベースプランー従量電灯A (関西) の場合	最低料金 1契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき 16銭5厘																																				
	上記以外の場合	1キロワット時につき 16銭5厘																																				